

千葉労働局発表
令和4年5月31日

報道関係者 各位

【照会先】

千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 工藤 仁美
副主任安全専門官 磯野 宗徳
(電話) 043-221-4312
(17:15以降) 043-306-2453

「全国安全週間」を契機に労働災害防止を図ります

～7月1日から全国安全週間（6月は準備期間）～

本年も、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月を「準備期間」（6月1日～30日）とし、7月1日の国民安全の日から始まる1週間（7月1日～7日）を「本週間」として全国安全週間^{注1}が実施されます。

今年度の全国安全週間のスローガンは、

「安全は 急がず焦らず怠らず」 です。

千葉県における令和3年の労働災害発生状況は、死亡災害が21人と、労働安全衛生法施行（昭和47年）以来、最も低い水準となりましたが、休業4日以上^{注2}の死傷災害は6,745人と、職場における新型コロナウイルス感染者の増加や労働者の高齢化の影響などから、前年に比べ867人、14.7%と大幅な増加となり、26年ぶりに死傷者数が6,000人を突破するという極めて憂慮される状況となりました。また、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

このような現状に鑑み、千葉労働局（局長：江原由明）では、職場における自主的な安全衛生活動やリスクアセスメントの実施等を推進しているところですが、令和4年に入ってから、死傷災害は2,349人と、前年同期（4月）と比較して701人、率にして42.5%と大幅に増加しています。

このため、千葉労働局では、全国安全週間を契機に、県内各地域で講習会を開催するなど労働災害抑止への取組を強化します。また、今年も猛暑が想定されているところですが、千葉労働局管内においては令和3年に熱中症による死亡災害（2人）が発生したことから、7月、8月を重点取組期間として熱中症予防対策に取り組みます。

<ポイント>

- 1 本週間と準備期間に各種広報を行うほか、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催、個別指導などを実施します。（別添1）
- 2 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、7月、8月の2か月間を重点取組期間として、熱中症予防の徹底を図ります。（別添2・別添3）
- 3 労働局長による建設現場パトロールを実施します。
詳細は後日お知らせいたします。

注1 今年で全国安全週間は95回目になります。